附則第二条の見出し中「平成二十三年六月から平成二十四年三月まで」を「平成二十四年度」に改め、同条第一項中「平成二十三年六月から平成二十四年三月まで」を「平成二十四年度」に、「、平成二十三年」を「、平成二十四年」に、「十を」を「十二を」に改め、同項第一号中「五十六・一」を「二十九・一」に改め、同項第二号及び第三号中「百二・九」を「五十七・六」に改め、同条第二項中「平成二十三年」を「平成二十四年」に改め、同条第三項の表中「平成二十三年六月」を「平成二十四年五月」に、「平成二十三年八月」を「平成二十四年八月」に、「平成二十三年十一月」を「平成二十四年十一月」に、「平成二十四年二月」を「平成二十五年二月」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○総務省令第二十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、放送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

放送法施行規則等の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　「地上一般放送」とは、一般放送であつて、衛星一般放送及び有線一般放送以外のものをいう。

第八十二条第一項中「認定基幹放送事業者」の下に「及び一般放送事業者（地上一般放送の業務を行う者に限る。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「認定基幹放送事業者」の下に「及び一般放送事業者」を加える。

第百四十二条を次のように改める。

（届出一般放送の種類）

第百四十二条　法第百三十三条第一項第二号の総務省令で定める一般放送の種類は、次のとおりとする。

一　有線一般放送

イ　テレビジョン放送

ロ　ラジオ放送

(1)　共同聴取業務（一区域内において公衆によつて直接受信されることを目的として、ラジオ放送（その多重放送を含む。）を受信し、これを有線電気通信設備によつて再放送をすることをいう。以下同じ。）

(2)　告知放送業務（一区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によつて放送をすることをいう。以下同じ。）

ハ　その他

二　地上一般放送（エリア放送（一の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。第百六十一条及び第百六十二条を除き、以下同じ。）の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。）のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）

イ　テレビジョン放送

ロ　その他

第百六十条第一項第二号中「（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。以下この条において同じ。）」を削る。

第百六十九条中「一般放送事業者」の下に「（衛星一般放送を行う者及び地上一般放送を行う者にあつては、有料放送事業者に限る。）」を加える。

第百七十六条に次の一号を加える。

三　地上一般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う場合　十

第二百十四条第一項第三号中「目的」の下に「（一箇月以内の目的をいう。）」を加える。

別表第五号（注）十二中「（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九に規定する指定都市にあつては区とする。以下同じ。）」を削る。

別表第三十一号別紙2の1の表⑹中「Nm」を「nm」に改め、同表⑻中

定格光出力レベル
dBμ

を

定格出力レベル
dBμ

に改め、同表注2中「（特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区を含む。）」を削り、同表注21中「(13)」を「(15)」に改め、同表注39中「第109条第1項」を「第109条」に改める。

別表第三十一号別紙2の3の表及び別表第三十七号の表中「隔離距離」を「離隔距離」に改める。

別表第四十号中「一般放送業務開始届出書」を「有線一般放送業務開始届出書」に、「一般放送の業務を」を「有線一般放送の業務を」に改め、同表注1を削り、同表注2を同表注1とし、同表注3中

有線一般放送―テレビジョン放送
有線一般放送―ラジオ放送―告知放送業務

を

テレビジョン放送
ラジオ放送―告知放送業務

に改め、同注を同表注2とし、同表注4を同表注3とし、同表注5から同表注7までを1ずつ繰り上げ、同表注8中「一般放送」を「有線一般放送」に改め、同注を同表注7とし、同表注9を同表注8とし、同表注10から同表注12までを1ずつ繰り上げ、同表を別表第四十の一号とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第四十の二号（第141条関係）

地上一般放送業務開始届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

地上一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

届出者	業務を執行する役員の氏名			
一般放送の種類				